

第一種特定工作物	法4条11項
----------	--------

◎ 適用除外編第2章第2節 [審査基準 2]

1 第一種特定工作物について

第一種特定工作物とは、令第1条第1項に規定する周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、かつ、土地に定着するものをいう。定着とは、適用除外編P93「建築基準法第88条（工作物への準用）」の（1）又は（2）のいずれかに該当するものをいう。

2 クラッシャープラントについて

クラッシャープラントには、建築基準法別表第2(り)項第3号(13)の用途に供する工作物が該当するが、粉碎（破砕）物品が混在している場合には、粉碎することを目的としている物品を粉碎物品とし、クラッシャープラントに該当するか否かの判断を行う。

（例）釘の刺さった木製の柱を粉碎する場合、粉碎の目的が釘ではなく木製の柱であれば粉碎物品は「木」であり、クラッシャープラントに該当しない。

3 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物について

危険物とは、建築基準法施行令第116条第1項の表の「危険物品の種類」の欄に掲げる危険物をいうが、危険物の数量には関係なく貯蔵又は処理に供する工作物が第一種特定工作物に該当する。危険物の「貯蔵」、「処理」の定義は次のとおりである。

（1）危険物の貯蔵

危険物の貯蔵とは、タンク等の貯蔵施設で危険物をたくわえることをいう。ただし、同一敷地内（貯蔵施設が存する敷地内）において燃料等に使用することを目的として危険物をたくわえることは、危険物の貯蔵には該当しない。

（例）温室や焼却炉の燃料として危険物をたくわえる場合は、同一敷地内の温室のためのボイラーや焼却炉に使用することが目的であるため危険物の貯蔵には該当しない。

（2）危険物の処理

危険物の処理とは、危険物を精製、移充てん又は焼却することをいう。なお「精製」、「移充てん」、「焼却」の定義は次のとおりである。

ア 精製

蒸留、添加、圧縮、選別することをいうが、その結果、危険物でないものになる場合は「精製」にはあたらない。

イ 移充てん

タンク等の貯蔵施設からポンプ、パイプ等で移送、詰め替えることをいう。

ウ 焼却

危険物を廃棄、滅失させることを目的として焼却することをいう。